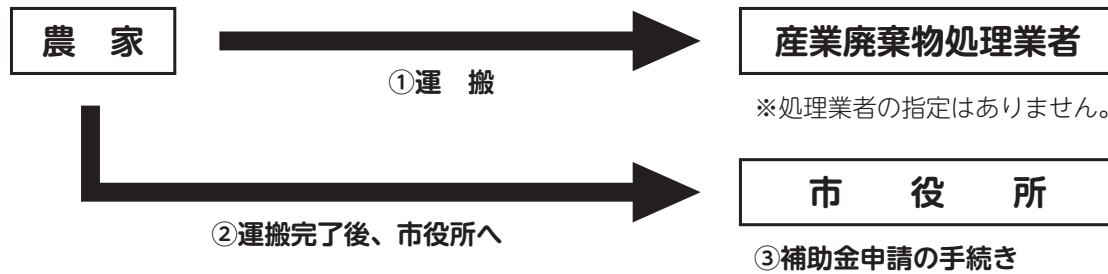


農業用廃プラスチック処理方法について

処理～補助金申請までの流れ (①～③)



●青南商事で処理をする場合

搬	受付期間	月曜～金曜日 営業時間8時～17時
	受付場所	青南商事浪岡工場 (0172-62-7111)、青森工場 (017-763-2730) の窓口で契約および処理手続きが可能です。
	必要書類	マニフェスト ※契約締結時 (初回持込時)、免許証の提示が必要となります。
	プラスチックの種類	ポリエチレン、塩化ビニール、育苗箱、肥料袋、農薬ポリ容器等
入	処理料金	農業用ビニール (2 m以下) 55円/kg 農業用ビニール (2 m以上) 80円/kg 廃プラスチック類 (容器等) 55円/kg ※搬入1回につきマニフェスト1枚が必要となります (市負担額 8円/kg)。 ※青南商事の窓口で処理料金の支払いになります。
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・木屑、紙屑は搬入不可となります。 ・金属くず (農機具等) は買取となる場合がありますので搬入工場へ事前に確認してください。 ・容器を廃棄の際は、洗浄 (水洗いのみ可) が必要です。 ・「ポリエチレン」、「塩化ビニール」を分別せずに混合で搬入受付が可能です。 ・過去に『協同開発舗装』および『青南商事』との契約をしていない農家は、契約が必要です。契約をしない場合は搬入受付できません。

●青南商事以外の業者で処理をする場合

業者により処理できるプラスチックの種類や処理料金等が異なりますので、事前に詳細を業者へご確認の上、搬入してください。

市補助金について

補助金額 8円/kg
受付期間 7月1日(月)～12月27日(金)
 受け付けできる領収書は、7月1日～11月30日の日付に限ります。
受付場所 市役所農林水産課 (土日祝日を除く)
必要書類 処理数量がわかるマニフェスト、領収書、認め印、補助金を受ける方の振込通帳

注意事項

- ・昨年度まで使用していた協同開発舗装用のマニフェストは使用できません。
- ・農業用廃プラスチックを運搬する際は、マニフェストの携帯が必要となります。
- ・昨年度まで使用していたマニフェストは使用できません。
- ・令和元年度から協同開発舗装の搬入受付は行っておりません。
- ・マニフェストの購入は下記問い合わせ先で購入可能です。(1枚30円)

【問い合わせ先】

つがる市農林水産課 電話42-2111(内線411) JAごしょつがる(木造総合支店)電話42-9144
 JAつがるにしきた(つがる統括支店)電話46-2215、(森田事業所)電話26-3018、(富沼事業所)電話56-3171
 つがる市農事共栄組合事務局 電話42-3205

農業振興事業補助金・2次募集

4月に募集した下記事業の2次募集の申請(申出)を受け付けします。

1 農業機械・施設導入等事業

(1)共同利用農業機械・施設導入等事業

対象経費等	事業主体	対象経費(税抜き)	補助金の額
機械・施設および更新する経費	5戸以上で構成された組織	共同利用機械、施設 耐用年数5年以上、取得価格30万円以上	確定額の1/4以内 限度額100万円
農業に関する新規の資格取得経費および組織の活動費	5戸以上で構成された組織	農業に関する資格・免許取得に必要な経費(交通費・宿泊費等除く)	確定額の1/2以内 限度額20万円
	20戸以上で構成された組織 (農協等の部会は除く)	防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費(飲食費等除く)・会議資料作成費検査調査費・試験研究費	確定額の1/2以内 限度額15万円
3戸以上で構成された組織 (40歳未満の若手農業者や後継者)			

(2)園芸施設用パイプハウス導入事業(園芸施設用パイプハウス導入経費)

- 事業主体** 認定農業者で、導入ハウスで3年以上園芸作物を作付けし、園芸施設共済事業等加入する農業者
(3年間出荷伝票等販売を確認できる書類を提出していただきます)
- 対象経費(税抜き)** 新設する園芸施設用パイプハウス4,300円/㎡を上限
- 補助金の額** ①国・県の補助を受けない場合 3/10以内、1申請者当り上限50万円
②国・県の補助を受けた場合 1/10以内、1申請者当り上限15万円

(3)共同防除組織体制強化事業(機械・施設導入およびリース経費 ※スピードスプレーヤ・揚水ポンプ施設等)

- 事業主体** 新設する施設の受益面積がおおむね現状10ha以上で、前年度よりおおむね1ha以上受益面積が拡大し果樹共済加入率がおおむね50%以上の共同防除組織
- 対象経費(税抜き)** 共同防除機械・施設(耐用年数5年以上、1施設350万円以上)、リースの場合
国・県の補助を受けた機械・施設
- 補助金の額** (購入) ①国・県の補助を受けない場合 3/10以内、1施設当り上限150万円
②国・県の補助を受けた場合 1/10以内、1施設当り上限50万円
(リース) ①国・県の補助を受けた場合 1/10以内、1施設当り上限50万円

(4)果樹防風網張替等事業

- 事業主体** 市内の樹園地で、園芸施設共済事業等へ加入している農業者
- 対象経費(税抜き)** 張替用防風網購入費用および設置費用
- 補助金の額** 補助対象経費の3/10以内の額 1申請者当たり上限30万円

2 堆肥等利用促進土づくり対策事業(市農業振興地域内の農地が対象)

- 事業主体** 水稻・野菜・花き・果樹作付け農業者および組織
- 対象経費(税抜き)** 10a当たりの限度額量：堆肥 水田・普通畑3t、砂丘畑5t 粉炭各農地共通135kg
融雪剤45kg
- 補助金の額** 確定額の1/2以内、限度額10万円

- 受付期間** 1の農業機械・施設導入等事業は7月10日(水)~7月22日(月) 土日祝日を除く
2の堆肥等利用促進土づくり対策事業は受付中(予算が無くなり次第締め切ります)。
- 必要書類等** 見積書(3社)・滞納がない証明書・通帳・認め印
(上記に加え機械の場合はカタログ、組織・集団の場合は規約・機械管理運営規定等)
※申請する事業の要件によりその他の書類等が必要になる場合があります。
- 留意事項** ①令和元年度内に事業を完了すること ②補助金の交付決定前に発注したものは対象外
③つがる市民であり、市税の滞納がないこと ④予算の範囲内での補助となります。

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111(内線414・411)